

返戻金制度に関する事項

＜返戻金制度における返戻金の計算＞

弊社（有料職業紹介事業者）は、求職者が自己都合により又は就業規則違反等の求職者の責に帰すべき事由により離職した場合は、紹介手数料（成功報酬）を下記の表にある割合に応じて求人者に返戻します。

（１）一括で支払う場合

勤続日数	返戻する紹介手数料の割合
就職後３０日以内	<u>８０％</u>
就職後３１日超９０日以内	<u>５０％</u>
就職後９０日以上	<u>０（返戻無し）</u>

（２）３分割した金額を計３回支払う場合

勤続日数	返戻する紹介手数料の割合
就職後３０日以内	<u>４０％</u>
就職後３１日超９０日以内	<u>２５％</u>
就職後９０日以上	<u>０（返戻無し）</u>

（３）６分割した金額を計６回支払う場合

勤続月数	返戻する紹介手数料の割合
就職後３０日以内	<u>０（返戻無し）</u>
就職後３１日超９０日以内	<u>０（返戻無し）</u>
就職後９０日以上	<u>０（返戻無し）</u>

（備考）

- 計算の結果生じた端数は四捨五入します。
- 手数料負担者は求人者とします。

<手数料返戻金制度における返戻金の支払い>

返戻金の支払いについては、その自由発生の事実を求人者が弊社に書面で申し入れを行い、弊社がその申し出を受理した日の翌月末日までに返金を行います。

<手数料返戻金制度における返戻金の支払義務の免責>

以下の項目のいずれかに該当した場合には、返戻金制度における返戻金の支払義務を免責させていただきます。

- 労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- 当該労働者の退職日より1ヶ月以内に退職を証明できる書類、又は書面での申し入れを弊社に提出しなかった場合
- その他、双方協議の上、返金の必要がないと判断された場合

以上

許可番号 43-ユ-300265

事業所の名称及び所在地 株式会社きらり、コーポレーション

熊本県熊本市北区清水亀井町16番11号